

2019年11月26日

第53回運営推進会議資料

医療法人社団柏信会
グループホーム「櫻」

第53回運営推進会議次第

2019年11月26日(火)

14:00～15:00

於：グループホーム「櫻」

1 開会挨拶

2 理事長挨拶

3 議案等

(1) 運営推進会議関係報告事項

ア 入居者の現況及び活動状況について

イ 敬老会の報告について

ウ その他

(2) 身体拘束適正化委員会関係

ア 現状報告

※ 次回開催予定：2020年2月25日(火) 14:00～15:00

5 閉会の挨拶

入居者の現況

(2019年11月1日現在)

Aユニット(2階)

男性 0 名 女性 7 名
介護度 要支援 2 (0 名) 要介護 1 (2 名)
 要介護 2 (1 名) 要介護 3 (2 名)
 要介護 4 (1 名) 要介護 5 (1 名)
年齢別 最高齢 93 歳 最低年齢 85 歳
 平均年齢 87.5 歳

Bユニット(1階)

男性 0 名 女性 8 名
介護度 要支援 2 (0 名) 要介護 1 (2 名)
 要介護 2 (1 名) 要介護 3 (1 名)
 要介護 4 (2 名) 要介護 5 (2 名)
年齢別 最高齢 93 歳 最低年齢 83 歳
 平均年齢 89.5 歳

2ユニット合計

 男性 0 名 女性 15 名
介護度 要支援 2 (0 名) 要介護 1 (4 名)
 要介護 2 (2 名) 要介護 3 (3 名)
 要介護 4 (3 名) 要介護 5 (3 名)
年齢別 最高齢 93 歳 最低年齢 83 歳
 平均年齢 88.6 歳

ご利用者地域(行政)別内訳

逗子市 14 名
葉山町 1 名

令和元年度グループホーム「櫻」外部評価予定

調査機関	株式会社R-CORPORATION
事前提出物〆切	令和2年1月10日（金）
家族アンケート〆切	令和2年1月10日（金）
訪問日	令和2年1月22日（水）
調査員	2名
時 間	10：00～15：00 予定
調査結果報書	令和2年3月下旬頃
目標達成計画書	令和2年4月上旬頃作成
行政提出	調査結果、目標達成計画を市に提出

身体拘束廃止の理解について(自己評価シート)
(1・10.1) 氏名

番号	設 問 内 容	はい	いいえ	どちらとも いえない	回答者
1	身体拘束廃止に関する「櫻」の指針・方針等は理解している。	17		1	
2	身体拘束は高齢者の虐待に繋がる恐れがある。	18			
3	緊急時における身体拘束の場合の三原則に「一時性」がある。	17		1	
4	緊急時における身体拘束の場合の三原則に「非代替性」がある。	14	1	3	
5	「櫻」に於いては原則、身体拘束・他の行動制限は禁じられている。	18			
6	身体拘束を行なう場合は、本人。家族への説明同意が必要である。	17		1	
7	グループホームに於いて身体拘束等の諸規則は特に必要ない。		18		
8	身体拘束を行なった場合はその状況・経過の記録は大切である。	17		1	
9	身体拘束の必要性を生じさせない日常のケアが重要視される。	17	1		
10	拘束廃止に向け「櫻」は身体拘束適性化委員会設けている。	17		1	
11	委員会の構成員は運営推進会議委員、医師又は看護師である。	12	4	2	
12	委員会の開催は3ヶ月に1回開催される。	17		1	
13	委員会を中心とした関係職員間のカンファレンスが必要である。	17		1	
14	医師・看護師等が判断した身体拘束は特に家族への説明は省いても良い。	1	17		
15	身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は理解している。	18			
16	立ち上がる能力のある人の各行動を容易にするための車椅子利用は良い。	1	15	2	
17	脱衣やオムツはずしを制限するための介護衣(つなぎ服)は使用しても良い。		17	1	
18	行動を落ち着かせるために、向精神薬の余分な服用は良い。		18		
19	介護職員は利用者の尊厳を理解し心身の状態を把握する。	18			
20	拘束によりもたらす弊害は、上司が把握し他はケアに専念する。	1	17		
21	「櫻」における身体拘束に向けた体制の概要は承知している。	15		3	
22	介護職員は拘束がもたらす弊害を正確に認識しなければならない。	18			
23	正確かつ丁寧な記録は上司が行い、介護職員はケアに専念する。		17	1	
24	身体拘束についてリスクマネジメントは特に学習する必要はない。		18		
25	身体拘束廃止と高齢者虐待防止は異質のものである。	4	13	1	
26	緊急性がある場合は介護者の判断で拘束を実施し事後報告をすればよい。	3	11	4	
27	施設の特長から身体拘束や高齢者虐待行なう人の気持ちは理解できる。	2	16		
28	医師の処方による薬剤使用は医療の範囲で別に問題はない。	9	1	8	
29	法律上の身体拘束に関する記録は義務でなく、参考である。		18		
30	記録は拘束解除等の再検討するときの参考で、義務である。	16	1	1	